

24-2 建設機械施工職種(積込み作業)

2010.8.26

<p>作業の定義</p>	<p>積込機械(代表機種:トラクタショベル)を使用して走行操作(道路上の走行を除く。)及び施工作業(機種及び機体重量に応じた車両系建設機械の特別教育又は技能講習が必要。)並びに点検作業をいう。</p> <p>建設業法上の業種(以下の28業種)の事業者が建設機械を使用して、積込み作業を行う場合、建設機械施工職種(積込み作業)に該当する。</p> <table border="0"> <tr> <td>土木工事業</td> <td>建築工事業</td> <td>大工工事業</td> <td>左官工事業</td> </tr> <tr> <td>とび・土工工事業</td> <td>石工事業</td> <td>屋根工事業</td> <td>電気工事業</td> </tr> <tr> <td>管工事業</td> <td>タイル・れんが・ブロック工事業</td> <td>鋼構造物工事業</td> <td>鉄筋工事業</td> </tr> <tr> <td>ほ装工事業</td> <td>しゅんせつ工事業</td> <td>板金工事業</td> <td>ガラス工事業</td> </tr> <tr> <td>塗装工事業</td> <td>防水工事業</td> <td>内装仕上工事業</td> <td>機械器具設置工事業</td> </tr> <tr> <td>熱絶縁工事業</td> <td>電気通信工事業</td> <td>造園工事業</td> <td>さく井工事業</td> </tr> <tr> <td>建具工事業</td> <td>水道施設工事業</td> <td>消防施設工事業</td> <td>清掃施設工事業</td> </tr> </table>	土木工事業	建築工事業	大工工事業	左官工事業	とび・土工工事業	石工事業	屋根工事業	電気工事業	管工事業	タイル・れんが・ブロック工事業	鋼構造物工事業	鉄筋工事業	ほ装工事業	しゅんせつ工事業	板金工事業	ガラス工事業	塗装工事業	防水工事業	内装仕上工事業	機械器具設置工事業	熱絶縁工事業	電気通信工事業	造園工事業	さく井工事業	建具工事業	水道施設工事業	消防施設工事業	清掃施設工事業
土木工事業	建築工事業	大工工事業	左官工事業																										
とび・土工工事業	石工事業	屋根工事業	電気工事業																										
管工事業	タイル・れんが・ブロック工事業	鋼構造物工事業	鉄筋工事業																										
ほ装工事業	しゅんせつ工事業	板金工事業	ガラス工事業																										
塗装工事業	防水工事業	内装仕上工事業	機械器具設置工事業																										
熱絶縁工事業	電気通信工事業	造園工事業	さく井工事業																										
建具工事業	水道施設工事業	消防施設工事業	清掃施設工事業																										
<p>必須作業(移行対象職種・作業で必ず行う作業)</p>	<p>(1)走行操作作業          ①発進操作          ②平坦地走行操作          ③登坂操作          ④降坂操作          ⑤停止操作          ⑥下車操作</p> <p>(2)積込み作業(一つ以上の作業を行うこと。)          ①掘削・運搬作業          ②土砂積込み作業          ③破碎した碎石の積込み作業</p> <p>(3)建設機械点検作業          ①毎日整備          ②始業前点検          ③作業終了後の機体の清掃及び燃料補給</p> <p>(4)安全衛生作業          ①雇入れ時等の安全衛生教育          ②作業開始前の安全装置等の点検作業          ③建設機械施工職種に必要な整理整頓作業          ④建設機械施工職種の作業用機械及び周囲の安全確認作業          ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業          ⑥安全装置の使用等による安全作業          ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業          ⑧異常時の応急措置を修得するための作業</p> <p style="text-align: right;">} ※</p>																												
<p>関連作業、周辺作業(上記必須作業に関連する技能等の修得に係る作業等で該当するものを選択すること。)</p>	<p>(1)関連作業          ①押土・整地作業          ②掘削作業          ③締固め作業          ④建設機械施工管理作業          ⑤土工作业(対象職種・作業に係る手作業の部分)          ⑥建設機械の管理及び点検・整備作業          ⑦各種揚重運搬機械の運転作業(各種機械装置に応じて特別教育、技能講習等が必要。)          ⑧玉掛け作業(特別教育又は技能講習が必要。)</p> <p>(2)周辺作業          ①建設機械の移送車両(大型トラック、大型トレーラ)への積載及び移送(大型自動車運転免許、大型牽引自動車運転免許等が必要。)          作業(建設機械置場から現場等)並びに補助作業</p> <p>(3)安全衛生作業(関連作業、周辺作業を行う場合は必ず実施する作業)          上記※に同じ</p>																												
<p>使用する素材(材料)</p>	<p>移行対象職種・作業を行う現場そのものが素材(材料)であり、特定の場所やものを指すものではない。</p>																												
<p>使用する機械、設備、器工具等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①建設機械施工職種共通器工具(必要に応じて使用すること。)          1.測量用機器(測量器、トランシット等)          2.施工用各種試験機(コーン貫入試験機、粒度試験機、含水量試験機、圧密試験機、CBR試験機、締固め試験機等)          3.建設機械点検・整備用器工具(手工具、特殊工具等)</p> <p>②積込み作業用機械等(必ず4を含め二つ以上選択し、使用すること。)          1.トラクタショベル(代表機種)          2.ホイールローダ          3.クローラローダ          4.各機械の付属品</p>																												
<p>製品の例</p>	<p>建設機械施工職種(積込み作業)の作業結果そのものが製品となる。</p>																												
<p>移行対象職種・作業とはならない作業例</p>	<p>①産業廃棄物処理業者等の行う建設機械施工職種(押土・整地作業、積込み作業、掘削作業、締固め作業)          ②建設業法上の建設業種でない業種の事業者が行う建設機械施工職種(押土・整地作業、積込み作業、掘削作業、締固め作業)          対象外事業例          1.採石業          2.砂・砂利・玉石採取業          ③上記の関連作業及び周辺作業のみの場合</p>																												